平成２２年（フ）第６０号
福岡県春日市岡本６丁目52番地２号
債務者　小澤久美子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６５号
福岡市早良区荒江３丁目30番16―101号
債務者　深堀　　司
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６７号
福岡市東区土井４丁目５番19号
債務者　井上　　満
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８６号
福岡県宗像市自由ヶ丘南４丁目１番２―106号
債務者　八束佐知子（旧姓相原）
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９０号
福岡県筑紫郡那珂川町後野２丁目３番５号
債務者　砥綿　美樹
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０９号
福岡県糟屋郡宇美町光正寺１丁目３番10号サンシャトウＡ102号
債務者　沖　　貴子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１４号
福岡市東区箱崎７丁目20番１―401号
債務者　服部　順子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２５号
福岡市城南区別府団地３番402号
債務者　立花　英美（旧姓坂井）
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３０号
福岡市東区箱崎７丁目３番10―401号
債務者　持永　　明
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３７号
福岡県宗像市日の里５丁目１番　22棟208号
債務者　藤田　浩有（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５６号
福岡県太宰府市国分３丁目４番３―101号
債務者　折下　博信
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５７号
福岡市博多区千代１丁目１番63―403号
債務者　塚本　　徹
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６１号
福岡市城南区南片江１丁目25番30号
債務者　鶴田　良幸
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７７号
福岡市南区野間１丁目13番24―1106号
債務者　藤原　　菊
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８１７号
大分市高城西町10番３号
債務者　平川由美子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３１４号
宮崎県延岡市惣領町７番18号
債務者　藤原　喜明
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１４８号
鹿児島県薩摩川内市百次町814番地６
債務者　近藤　政幸
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第８号
鹿児島県薩摩川内市田海町200番地１　今村住宅２号棟６号室
債務者　中川　知美
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第５２２号
沖縄県浦添市字経塚558番地１　サンハイム経塚208号室
債務者　松島　廣子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部